

高校生活の留意事項

綱 領

- | | |
|--------|------------|
| 1 自主自律 | 進取の気象を涵養する |
| 2 質実剛健 | 好学の気風を養成する |
| 3 師弟同行 | 敬愛の美風を育成する |

I 生徒心得

生徒は、真理と正義を愛し、勉学に精励し、健康管理に努めるとともに師弟愛の美風を醸成し、自主自律、質実剛健の精神を涵養し、よりよい校風の樹立に努めなければならない。

II 日常心得

1 礼儀

敬讓の心を基本として、自分自身を大切にするとともに、他人の人権を尊重し、他人の心を温め、和らげ、より美しい秩序ある生活を築きあげるよう努める。

2 登下校時間

5分前行動を心がけ、時間に余裕を持った行動をすること。また、始業時間及び下校時間を厳守すること。

- (1) 始業時間 午前8時30分着席完了。
- (2) 下校時間 午後7時30分完全下校。

III 整容関係

1 制服

本校生徒は、指定の制服を着用すること。高校生らしく品位ある身だしなみであること。

夏服は6月から10月、冬服は11月から5月までの着用を原則とするが、気候の状況に応じて夏服・冬服どちらも着用できる移行期間を設ける。移行期間や完全移行についての詳細は、学校より連絡をする。

2 厳冬期

(1) 登下校時のみ防寒着として学生服の上からウインドブレーカーやジャンパーを着用してよい。ただし、原動機付き自転車通学生は、本校指定のウインドブレーカーの内側に別の防寒着を着用することができる。

(2) 手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用可。ただし、教室内での着用は原則禁止とする。

3 頭髪

頭髪については、清潔で高校生にふさわしい髪であることを原則とし、視界を遮らない長さであること。肩にかかる長さの場合は、後ろでゴムで束ねること。パーマ、染色、脱色、エクステンション等の加工は不可とする。頭髪についての相談等がある場合は、学校へ連絡すること。

4 その他

眉の加工、化粧、ピアスなど学校生活に不要な行為は不可とする。

IV 交通関係

1 通学

通学方法については、以下の(1)～(3)とし、(1)・(2)についてはそれぞれの規定に従い、許可申請をすることができる。許可を受けた場合は、交通道德並びに交通法規を遵守し、事故を招かないように注意すること。

通学時に、万が一、交通事故・交通違反が起きた場合は、ただちに学校へ連絡すること。

(1) 自転車通学

- ① 自転車通学希望者は毎学年当初に所定の用紙にて許可を得ること。
- ② 防犯登録の上、TSマークの取得、本校指定のステッカーを貼ること。
- ③ 使用する自転車は、一般的な型のみ。電動アシスト付きも認める。

(2) 原動機付き自転車通学

- ① 原動機付き自転車通学の細則を確認し、所定の申請を行い、許可を得ること。
- ② 満16才以上で、通学距離が原則10km以上であること。
- ③ 使用する単車は、50cc以下で、スクーターであること。
- ④ 必ず白のフルフェイス・ウインドブレーカー(緑色・学校指定)を着用すること。

(3) その他

- ① バス通学、徒歩通学、保護者送迎による登下校については申請の必要はない。ただし、傷病や怪我等による送迎で、校内への乗り入れが必要な場合は事前に学校へ連絡すること。

2 自動車免許

自動車の運転免許取得は禁止する。ただし、3年生に限り、3学期家庭学習期間から許可申請をすることができる。

V 携帯電話・スマートフォンについての規定

- 1 学校敷地内では機器の電源を切り、使用しないこと。但し、緊急な場合に限り、担任に申し出をし、対応してもらうこと。
- 2 機器はバッグの中など、他の生徒の目に触れないような場所で保管すること。紛失や盗難に注意し、自己の責任で管理すること。
- 3 SNS等に個人情報を載せたり、他者を誹謗中傷する書き込みをしたりしないこと。

VI 校外活動

- 1 飲酒、喫煙、暴力行為、恐喝等本校生徒としてふさわしくない行為は禁止する。
- 2 高校生の立ち入りが禁止されている場所への出入りはしないこと。
- 3 無断で宿泊、旅行、集会、金銭・物品の募集あるいは販売は禁止する。
- 4 夜間外出は禁止する。やむを得ず外出する必要がある場合は、午後9時までに帰宅すること。
- 5 テレビへの出演、コンテストに参加する場合は、学校の許可を得ること。

VII アルバイト

本校生のアルバイト従事に関しては、原則禁止とする。ただし、以下のものについては、学校に申し出をし、所定の「アルバイト許可願」を提出、承認された場合にのみ、従事することができる。

- 新聞配達員（通年）
- 神社における巫女、参拝客対応（山鹿灯籠祭時、年末年始に限る）
- 郵便局における年賀状仕分け

VIII 一人一台端末の使用について

- 1 一人一台端末はあくまでも学習用である。学校での学習、家庭学習に使用すること。
- 2 端末は持ち帰っても良いが、授業で使用するので毎日持ってくること。
- 3 端末は丁寧に扱うこと。もし壊れたり、失くしたりした場合はすぐに申し出ること。
- 4 学年が上がるときにはそのまま持ち上がりになり、卒業時には、端末など周辺機器も含めて全て元通りにして学校に返却すること。

IX 選挙運動・政治的活動・投票運動について

法令（公職選挙法）を遵守すること。

X その他の注意事項

- 1 所持品
所持品は実用本位とし、高校生としてふさわしいものであること。
- 2 環境
教室その他の校内の施設、備品、樹木等を愛護し、破損、落書き等のないよう心掛けるとともに、校舎内外は常に清潔にし、安全で美しい環境の整備に努めること。
- 3 その他
(1) 欠席・遅刻の届け出については、保護者から学校に始業時前に連絡すること。
(2) 登校後無断で外出、早退してはならない。やむを得ず外出が必要な場合は、担任に「外出許可証」をもらい外出すること。また、体調不良等で早退が必要な場合は、担任・養護教諭等に相談し、保護者に連絡の上、早退すること。
(3) 校舎内外を問わず、各種掲示物は必ず学校の許可を得ること。

令和4年2月改正

追記

今後、校則の見直しについては、次の手順にて行います。

- 9月…生徒・保護者へのアンケート
- 10月～12月…生徒・保護者・教員、合同での協議
- 1月…職員会議にて了承
- 3月…生徒・保護者へ連絡